

労働基準法 2つの帰郷旅費 ワンポイント解説 2018年版

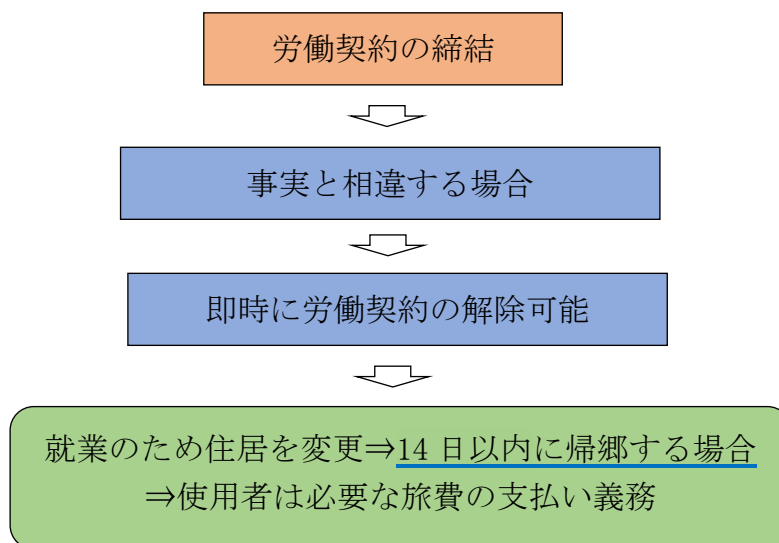
2つの帰郷旅費	
法15条2項3項	法64条
労働契約の即時解除と帰郷旅費	帰郷旅費
労働者全般	年少者(満18歳未満)

<p>労働条件の明示により明示された労働条件が事実と相違する場合</p> <p>⇒労働者は、即時に労働契約の解除可能</p> <p>⇒就業のため住居を変更した労働者が、契約解除の日から14日以内に帰郷する場合</p> <p>⇒使用者は<u>必要な旅費を負担しなければならない</u>。</p>	<p>解雇の日から14日以内に帰郷する場合</p> <p>⇒<u>使用者は、必要な旅費を負担しなければならない</u>。</p> <p>ただし、満18才に満たない者が<u>その責めに帰すべき事由に基づいて解雇され</u>、使用者がその事由について行政官庁の認定を受けたときは、帰郷旅費の支払い不要。</p>
--	---

法15条2項3項(労働契約の即時解除と帰郷旅費)

- ①使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。
- ②①の規定によって明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。
- ③②の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から14日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。

[図解]



法 64 条(帰郷旅費)…下記は満18歳に満たない者対象です。

満18才に満たない者が解雇の日から14日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。

ただし、満18才に満たない者がその責めに帰すべき事由に基づいて解雇され、使用者がその事由について行政官庁の認定を受けたときは、この限りでない。